

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）第24条第2項	店舗販売業の許可更新	指導予防課

- 1 審査基準は、薬局等構造設備規則（昭和36年2月1日厚生省令第2号）第2条及び薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年2月3日厚生省令第3号）第2条で定める基準に適合すること。

薬局等構造設備規則第2条第13項中「特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備」は、「現状についてリアルタイムでやり取りができる電話機及びデジタルカメラ等で撮影した写真等を電子メールで送信できる設備」とする。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）第5条第3号イからトまでのいずれかに該当しないこと。

- 2 標準処理期間は、15日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。